

令和7年度秋田県介護支援専門員実務研修受講試験 実施の御案内

社会福祉法人 秋田県社会福祉協議会

介護支援専門員実務研修受講試験は、介護保険制度のもとで要介護者等の相談に応じ、サービス提供者との連絡調整や、居宅サービス計画（ケアプラン）の作成等の役割を担う介護支援専門員を養成するための実務研修を実施するに当たり、事前に必要な基礎的知識を有していることを確認するために行うものです。

1 試験日時及び会場

- ◆日 時 令和7年10月12日（日） 午前10時から正午まで
- ◆会 場 ノースアジア大学

2 試験内容

介護保険制度に関する基礎的知識、要介護認定及び要支援認定に関する基礎的知識及び技能、居宅サービス計画及び施設サービス計画に関する基礎的知識及び技能、保健医療サービス及び福祉サービスに関する基礎的知識及び技能等。

3 受験手数料

10,800円

（「受験の手引」に同封されている所定の用紙で郵便振替又は銀行振込により納入のこと）

4 受験申込手続き及び「受験の手引」の請求

受験を希望する方は、社会福祉法人 秋田県社会福祉協議会から「受験の手引」を取り寄せ、この手引に従って本会へお申込みください。（配付は5月16日（金）からです。）

なお、「受験手引」は次の（1）及び（2）により請求ください。現金での販売はいたしません。

郵便振替による請求のみとなりますので、お間違いのないように御注意ください。

（1）郵便振替による送金

ゆうちょ銀行に備え付けの払込取扱票（青色の用紙）を使用し、1部につき750円と送料450円を郵便振替により送金してください。

（必要部数分の金額 + 送料）

7部以上の場合は、宅急便の着払いで送付しますので、手引の料金のみ送金してください。

入金を確認次第、発送します。

送料の450円とは別に、送金に係る手数料がかかります。

なお、ゆうちょ銀行備え付けのATMも御利用いただけます。

「受験の手引」がお手元に届くまで時間を要しますので、早めに手続きをお願いします。

口座番号等

振替口座 02240-5-142678
加入者名 社会福祉法人秋田県社会福祉協議会

(2) 払込取扱票（青色の用紙）の「通信欄」への記入
払込取扱票通信欄に次の①～⑤を記入してください。

- ① 令和7年度介護支援専門員受験の手引
- ② 手引（750円×___部）＋送料（450円）＝振込金額（_____円）
※7部以上購入する場合は手引の料金のみ送金してください。
- ③ 送付先住所（番地、アパート名等もしっかり記載してください。）
- ④ 送付先氏名
- ⑤ 9時～17時に連絡可能な電話番号（携帯電話番号等）
〔電話番号がないと送付できませんので、忘れずに記載してください。〕
不備等があった場合、018-824-3666 から連絡します。

※購入例

購入部数	手引の代金	送料	合計金額
1部	750円	450円	1,200円
2部	1,500円	450円	1,950円
3部	2,250円	450円	2,700円
4部	3,000円	450円	3,450円
5部	3,750円	450円	4,200円
6部	4,500円	450円	4,950円

※「受験の手引」は一人の申込みにつき1部必要です。（実務経験証明書を複数枚提出する方は、手引内の様式をコピーしてお使いいただけます。）

※7部以上購入の場合は、宅急便の着払いで送付しますので、「受験の手引」の料金のみ送金してください。

※「受験の手引」が必要な方は、令和7年6月27日（金）までに送金してください。

5 受験資格

次の（1）から（5）に掲げる資格要件を満たす方で、受験申込時点で勤務地が秋田県にある方とします。

ただし、現在（1）から（5）に記載の業務に従事していない場合は、受験申込時点で住所地が秋田県にある方とします。

なお、複数の都道府県で受験することはできません。

(1) 次の①から⑳の資格を有するもので、登録後、実務経験が5年以上、かつ、当該業務に従事した日数が900日以上の方。

- ①医師、②歯科医師、③薬剤師、④保健師、⑤助産師、⑥看護師、⑦准看護師、⑧理学療法士、⑨作業療法士、⑩社会福祉士、⑪介護福祉士、⑫視能訓練士、⑬義肢装具士、⑭歯科衛生士、⑮言語聴覚士、⑯あん摩マッサージ指圧師、⑰はり師・きゅう師、⑱柔道整復師、⑲栄養士（管理栄養士を含む）、⑳精神保健福祉士

(2) 生活相談員として、（地域密着型）特定施設入居者生活介護（介護予防を含む）・（地域密着型）介護老人福祉施設における相談援助業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、従事した日数が900日以上である者。

(3) 支援相談員として、介護老人保健施設における相談援助業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、従事した日数が900日以上である者。

(4) 相談支援専門員として、障害者総合支援法第5条第18項及び児童福祉法第6条の2の2第7項に規定する計画相談支援、または、障害児相談支援業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、従事した日数が900日以上である者。

